



平成25年(ワ)第9521号, 第12947号 損害賠償請求事件

原告 森松 明希子 外119名

被告 国 外1名



2014〔平成26〕年11月21日

準備書面 5

一 被告東京電力の過失に関する審理の必要性 一

大阪地方裁判所第22民事部合議3係 御中

上記原告ら訴訟代理人

弁護士 金子 武 嗣



弁護士 白 倉 典 武



<目次>

第1	はじめに	3
第2	原賠法は民法709条の適用を排除しないこと	3
1	被告東京電力が引用する裁判例について	3
	(1) 水戸地裁平成20年2月27日判決.....	4
	(2) 東京地裁平成16年9月27日判決.....	5
	(3) まとめ	7
2	特別法が一般法の適用を排除するか否かは特別法の趣旨によること...	7
3	民法709条に基づく請求が原賠法の目的に矛盾抵触しないこと.....	8
	(1) 原賠法の目的と趣旨.....	8
	(2) 被害者保護という目的に反しないこと	10
	(3) 原子力事業の健全な発達に資するという目的に反しないこと	11
4	まとめ	12
第3	被告東京電力の故意・過失の種類及び程度が慰謝料算定の基礎となること	12

第1 はじめに

被告東京電力は、答弁書において、「原賠法に規定する原子力損害の賠償責任は、原子力事業者に対して原子力損害に関する無過失責任を規定するなどした民法の損害賠償責任に関する規定の特則であり、民法上の債務不履行又は不法行為の責任発生要件に関する規定は適用を排除され、その類推適用の余地もない。」として「被告東京電力の賠償責任に関する審理は、原賠法3条1項に基づき、本件事故と原告らが主張する損害の間の相当因果関係の有無及び損害論に集中して行われるべきである。」旨主張する（答弁書33から34頁）。

被告東京電力は、他の裁判所においても同様に述べて、被告東京電力の過失については審理を行う必要がないと主張しているようである。しかしながら、多くの裁判所において被告東京電力の上記のような主張は受け入れられておらず、被告東京電力の故意過失について審理する必要性があることが既に明確となっていると聞き及んでいる。

その理由は、まず第1に、原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」という。）は原子力事業者の民法709責任を排除するものではないということである。第2に、民法709条に基づく請求であると原賠法3条1項に基づく請求であるとかかわらず、慰謝料を算定するにあたっては被告東京電力の故意・過失の種類及び程度が斟酌されるということである。

以下では、これらの点について詳述する。

第2 原賠法は民法709条の適用を排除しないこと

1 被告東京電力が引用する裁判例について

被告東京電力が指摘する裁判例は、水戸地裁平成20年2月27日付判決（判例時報2003号67頁）とその控訴審である東京高裁平成21年5月14日判決（判例時報20066号54頁）、東京地裁平成16年9月27日判決（判例時報1876号34頁）とその控訴審である東京高裁平成17年9月

21日判決（判例時報1914号95頁）である。これらはいずれも東海村JCO臨界事故に関するものである。

(1) 水戸地裁平成20年2月27日判決

ア 事案

これは、JCO臨界事故のよって放射線に被ばくしたことなどに起因して健康被害が生じた等として、臨界事故を起こした株式会社ジェー・シー・オー（以下「JCO」という。）とその親会社である住友金属鉱山株式会社（以下「住友金属鉱山」という。）に対して、主位的に民法709条及び715条1項（住友金属鉱山については、さらに債務引受ないし保証）に基づき、予備的に原賠法3条1項に基づき損害賠償を求めた事案である。

イ 原賠法3条1項と民法709条の適用関係は主な争点ではないこと

まず、主張整理の内容をみても、この事案における最大の争点は、JCOの親会社である住友金属鉱山に対する請求が認められるか否かの点であり、原賠法4条1項の解釈が主な論点であったと理解すべきである。この事件において、JCOとの関係でも民法709条及び715条に基づく請求が立てられたのは、住友金属鉱山に対する請求と合わせるためであったと理解すべきであり、原賠法3条1項と民法709条及び715条の適用関係が争点となっていないこと、少なくとも原告側において重要な争点として主張がなされていないことは主張整理の部分を見ても明らかである。

そして、この判決は、まず、原賠法4条1項が「『前条の場合においては、同条の規定により損害を賠償する責めに任じない。』として、原子力事業者以外の者が責任を負わないことを明記しているため、前記核燃料物質の加工に関する原子力事業者に該当しない被告住友金属鉱山に対しては、原賠法上はもちろんのこと、民法を含むその他のいかなる法令によっても、当該損害の賠償を請求することはできない。」とまず判示している。

このように、住友金属鉱山との関係では原賠法4条1項との関係で民法上の損害賠償請求が否定される以上、原賠法3条1項と民法の適用関係を論じる必要はなかった。

また、この判決では、そもそも、JCO臨界事故と原告らの健康被害との間の因果関係が否定されており（一部の健康被害についてはその発生自体が否定された）、法律の適用関係に関する判断をする必要はなかった。

ウ 判断内容としても十分に検討されたものであるとは言えないこと

そして、水戸地裁は、上記の原賠法4条1項に関する判断に続いて、「原賠法の規定する原子力損害の賠償責任は、原子力事業者に対して原子力損害に関する無過失責任を規定するなどした民法の損害賠償責任に関する特則であり、民法上の債務不履行又は不法行為の責任発生要件に関する規定は適用を排除され、その類推適用の余地もない」として、単に「特別法は一般法を破る」という一般論を指摘するのみで結論を導いている。

これはおそらく、JCOとの関係で、原賠法3条1項と民法709条の適用関係について主要と争点とはされていないことから、十分に議論がなされなかったからと考えられる。

後に詳述するとおり、特別法上の請求権の存在が、一般法上の請求権の適用を排除するか否かは、特別法の趣旨目的を検討することによってはじめて判断できるものである。この水戸地裁判決が、原賠法の趣旨目的について検討しないまま結論を導いているのは、この点については争点とされておらず、慎重に判断する必要がなかったからというしかない。

(2) 東京地裁平成16年9月27日判決

ア 事案

これは、東海村において宅地造成を行い宅地販売を計画していた原告が、JCO臨界事故により土地価格が下落したため、当初予定していた価格で宅地の販売ができなかったとして、JCOに対して主位的に原賠法3条1

項に基づき、予備的に民法709条に基づき損害賠償請求をしたという事案である。このように、予備的に民法709条に基づく請求を行ったのは、原賠法2条2項、3条1項にいう「原子力損害」に「人身損害又は物に対する損害を伴わない純粋経済損失が含まれるのか」という点が争点となり、「原子力損害」にこれが含まれない場合に備えたためと考えられる。

イ 民法709条の適用を否定した判決ではないこと

この事件において、東京地裁は、まず、原賠法2条2項、3条1項にいう「原子力損害」に「人身損害又は物に対する損害を伴わない純粋経済損失が含まれるのか」という点が争点について、「被告が主張するような人身損害又は物に対する損害を伴わない損害（純粋経済損失）を除外する根拠はない」と述べて、原告が主位的に請求した原賠法3条1項に基づく請求が成立することを認めた。したがって、「原子炉の運転等」に基づく損害以外の損害の賠償を求めなかったこの事件では、民法709条に基づく請求の成否について判断する必要はなかった。

また、この判決は、上記のとおり純粋経済損失が「原子力損害」に含まれるとの判断を示した後に、「原告が被告の『原子炉の運転等』以外を加害原因として主張していない本件においては、原賠法3条1項による無過失賠償責任と別個に民法709条による賠償責任が成立する余地はなく、原賠法3条に基づく請求（主位的請求）が認められない場合には、民法709条に基づく請求（予備的請求）も認められない。」と判示している。この事件の陪席裁判官であり、原陪審の委員でもあった中島肇弁護士は、この部分について「民法709条に基づく損害賠償請求権も併存していることを認めた上で、同条の請求原因事実の主張がないという理由で、同条の請求を棄却したもの」としている（論点体系判例民法〔第二版〕7不法行為I300頁）。

(3) まとめ

上記のとおり、水戸地裁判決のうち、原賠法3条1項と民法709条の適用関係に関する部分は、審理の経過や争点、判断過程、理由付けを踏まえたとき、先例的価値に乏しいと言うべきである。

また、東京地裁判決は、原賠法3条1項の存在により民法709条の適用を否定した判決ではなく、むしろ、原賠法上の請求権と民法上の不法行為に基づく請求権が併存することを認めたと理解すべき判決なのである。

なお、東京地裁平成18年2月27日判決は、JCO臨界事故後、新聞報道等により悪風評が生じて売上が減少したためにJCO臨界事故により営業損害が生じたとして、食品業者がJCOに対して民法709条及び715条に基づき損害賠償を求めた事案に関する判断であるが、東京地裁は、原告たる食品業者に生じた売上減少とJCO臨界事故との間の因果関係を認めて、JCOが一定の範囲で715条の使用者責任に基づく損害賠償義務を負うものとした。この事件では、原賠法3条1項と民法715条の適用関係は争点となっていなかったようであるが、原賠法3条1項に基づく請求も民法715条に基づく請求も賠償されるべき損害の範囲については変わりがないとすれば、この判決は、原賠法3条1項が適用されうる事案について、民法715条を適用したということができるのであり、両請求権の併存を前提としていると理解できる。

2 特別法が一般法の適用を排除するか否かは特別法の趣旨によること

民法上の請求権行使を許すことが、特別法上の請求権を定めた趣旨に矛盾抵触する場合には「特別法は一般法を破る」という原理に基づき、民法上の請求権の適用は排除されると言われる。しかしながら、特別法上の請求権が定められているからといって、必ずしも民法上の請求権の適用が排除されるわけではない。

例えば、自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」という。）は、「被害者の

保護を図り、自動車運送の健全な発達に資することを目的とする」法律である。この自賠法の3条に定められる運行供用者責任は、自動車事故によって人身損害が生じた場合の、民法に定める不法行為に関する規定の特則であるとされる。この運行供用者責任を負う者と民法709条に基づく損害賠償義務を負う者が同一である人身事故の場合、被害者は、自賠法3条に基づく請求権と民法709条に基づく請求権を競合して有すると理解されており、この点に異論はないといつてよい。このように、特別法上の請求権が存在することにより、必ず民法709条の適用を排除することにはならない。

同様に、製造物責任法3条の請求権によって民法上の債務不履行ないし不法行為に基づく損害賠償請求権の適用が排除されるという解釈は取られていないし、また、独占禁止法25条の請求権の存在によって民法709条の請求権の適用が排除されるという解釈も取られていない。

結局、特別法において請求権が定められた場合に、一般法たる民法上の請求権の適用が排除されるか否かは、特別法上の請求権が民法上の請求権の適用を排除する趣旨か否かによって定められるべき事柄である。

3 民法709条に基づく請求が原賠法の目的に矛盾抵触しないこと

原賠法上の請求権と民法に基づく請求権が併存すると理解しても、原賠法の目的には反しないのであり、したがって、原賠法の規定の存在は、民法709条に基づく請求権の適用を排除することにはならない。以下、詳述する。

(1) 原賠法の目的と趣旨

原賠法は、その1条において「この法律は、原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定め、もって被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資することを目的とする。」と、原賠法の趣旨目的を明らかにしている。つまり、原賠法は、①被害者の保護を図ること、②原子力事業の健全な発達に資することの二つをその目的としている。

この原賠法の目的について、科学技術庁原子力局監修「原子力損害賠償制度（平成3年改訂版）」では、「（万一の）損害発生の場合における被害者による賠償請求を容易にするとともに、原子力事業者をして予め賠償履行のための措置を講じさせておくこと等により、常日頃から被害者の保護に万全を期すること」が主要なねらいとし、さらに、「原子力事業者に対し損害賠償に関しての予測（計算）可能性を与え、もって事業の健全な発達を図ること」を第二の目的とし、「過失責任主義の下では結果の予見可能性が責任発生の一つの要件となるが、無過失責任の導入により、将来における巨額の賠償義務の負担が予測できないときは、原子力事業者としては、企業の安定性が保証されないであろう。また、原子力関連産業としては、多額の求償権を行使されるおそれがある場合は、安んじて原子力事業と取引を行うことができないであろう。この法律は、一定の額まで責任保険を付保する等の措置を義務づけ、その額以上の損害賠償については国が必要に応じ介入することにより、また、原子力事業者の求償権を制限することによって、原子力関連産業を安全ならしめ、これらの問題を解決しようとするものとする（同書34頁）。

そして、このような趣旨から、原賠法は、以下のような制度を備えていると説明されている（同書34から35頁）。

- ① 被害者による賠償請求を容易かつ広範囲なものとするために原子力事業者の賠償責任を、無過失責任とし、かつ、その免責事由を極めて限定的なものとした。
- ② 責任集中と求償権の限定により「原子力事業者と取引関係にある者の地位の安定を図ろうと」した。
- ③ 原子力事業者に損害賠償措置を強制することにより被害者の権利を現実化した。
- ④ 損害賠償措置を超える損害については、国が原子力事業者に対して

必要な援助を行うことを明らかにすることにより、原子力事業者としては、一定の範囲までの賠償義務は損害賠償措置のより填補され、それを超える部分については国からの必要な援助を期待しうることとなって、賠償負担について予見可能性が与えられる。

(2) 被害者保護という目的に反しないこと

このように、原賠法の被害者保護という目的から、無過失責任と損害賠償措置という制度が定められていると理解されている。そして、民法709条に基づく過失責任の適用を認めたとしても、原賠法の被害者保護という目的に反しないことは次のとおり明らかである。

ア 原賠法上の賠償措置等の適用はなされること

民法709条の不法行為責任が肯定されるときは、原賠法に基づく請求も肯定されるのであるから、原賠法8条に定める原子力損害賠償責任保険契約、原賠法10条に定める原子力損害賠償補償契約による国の補償、あるいは原賠法16条に基づく国の援助に基づく支援に定める賠償措置等の規定は適用される。このように、原賠法上の責任と、民法709条の不法行為責任の併存を認めたとしても、被害者保護という目的から原賠法に定められた損害賠償措置に関する規定は適用される。よって、民法709条の適用を認めても、賠償措置を定めた原賠法の目的には反しない。

イ 過失責任の追及が被害者保護に資すること

被害者保護という観点から無過失責任が定められたのは被害者側に立証の負担を負わせないという理由であろう。そうすると、被害者の側において、過失を主張立証しようとすることは被害者保護という目的に反するとは言えない。

加えて、原告らには、本件事故の被害者として、被告東京電力の過失について主張し、審理することについて、以下のような必要性がある。

福島原発事故による被害を目の当たりにしたとき、単に、賠償金を支払

さえすれば、被害が救済され被害者保護が全うされたと理解することは誤りである。究極の被害者保護は、二度と福島原発事故のような原子力発電所事故が発生しないよう対策をすすめることであり、そのためには事故原因の究明、被告らの過失の種類及び程度について明らかにすることが不可欠である。

さらに、被告らの過失の種類及び程度について明らかにし、被告らの真摯な反省と、真摯な反省に基づく被害の完全賠償、被害回復のために仕事や住居等に関する支援制度の構築をすすめることが、原告らを真の意味で救済することとなる。また、同時に、被告らのこのような対応こそが、原告らの精神的損害を慰謝することになる。

このように、原賠法に定められた無過失責任に基づく請求を行うこととは別に民法709条に基づき過失責任を追及することには、被害者救済の観点から別個の必要性が存在するのであり、過失責任の併存を認めることが、原賠法の被害者保護という趣旨に合致する。

(3) 原子力事業の健全な発達に資するという目的に反しないこと

ア 過失責任を認めても事業者の予測可能性を害することにはならない

上記のとおり、原賠法では、「原子力事業の健全な発達」という目的のために、原子力事業者と取引を行う者の地位の安定をはかることと、原子力事業者との関係では賠償負担について予見可能性を与えることが要請されている。

過失責任のもとでは、事業者の負う賠償責任は予見可能性がなければ発生しない。したがって、仮に、原賠法上の責任と民法709条の不法行為責任が併存するとしても、賠償責任に関する原子力事業者の予測可能性を損なうものではない。

よって、原賠法上の責任と民法709条の不法行為責任の併存を認めても、原子力事業の健全な発達という原賠法の趣旨に反しない。

イ 過失責任を認めることが原子力産業の発展に資すること

加えて、原子力事業者の過失の種類及び程度について明らかにし事故原因を究明していくことは、将来の事故発生の防止という観点からは必要不可欠と言える。そして、将来の原子力事故発生の防止は、「原子力事業の健全な発達」に資することも明らかである。

原子力事業者の過失の種類及び程度の究明が、裁判の場において行われたとしても、それは、上記のような「原子力事業の健全な発達」に資することは同様である。

そうすると、原賠法上の請求権と民法709条に基づく請求権の併存を認め、裁判において過失について審理を行うことは、むしろ、「原子力事業の健全な発達」という原賠法の目的に資するといえる。

4 まとめ

以上のとおりであり、原賠法上の請求権の存在は、民法上の709条に基づく請求権の適用を排除するものではない。この点に関する被告東京電力の主張は失当である。

第3 被告東京電力の故意・過失の種類及び程度が慰謝料算定の基礎となること

不法行為に基づき慰謝料を請求する場合、「日本の判例は、古くから加害者の過失の程度を斟酌している」と評価されている（注釈民法19巻210頁）。また、学説でも、慰謝料の算定にあたって加害者の故意・過失の種類・程度を斟酌することは許されるという考え方が有力であると考えられる（例えば、加害者側の故意・過失の種類・程度を斟酌しうるとするものとして、四宮和夫「不法行為」法律学全集〔青林書院599頁、平井宜雄「債権各論Ⅱ不法行為」法律学講座双書〔弘文堂〕140頁がある。）。そして、原賠法3条1項に基づく損害賠償の範囲と、民法の定める不法行為に基づく損害賠償の範囲とは同一であると理解されているから、原賠法3条1項に基づく損害賠償として慰謝料

を算定する場合も同様に、加害者（本件の場合には被告東京電力）の故意・過失の種類及び程度が斟酌されることになる。

また、民事訴訟法248条は、損害の性質上、その額を立証することが極めて困難な場合には、裁判所は「口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を算定することができる。」旨定めている。ここで、裁判所が斟酌することができる事情として、行為者の故意・過失があることは明らかである。仮に、本件が民事訴訟法248条に規定する場合に該当するとすれば、被告東京電力の故意・過失の種類程度について斟酌されることになる。

したがって、本件においても、損害額、慰謝料を算定するにあたって斟酌する事実として、被告東京電力の故意・過失の種類及び程度について審理すべきことは明らかである。

以 上